

Ⅲ

オンブズパーソンの調査活動

2006年次の調査状況(2案件、延べ15回の調査を実施)

2006年次に扱った調査案件のあらまし

- ①2005年申立第2号案件
- ②2006年申立第1号案件
- ③2006年申立第2号案件

Ⅲ オンブズパーソンの調査活動

オンブズパーソンの調査は、相談者や当該子どもから「擁護・救済の申立て」を受け付けて実施する場合と、オンブズパーソンが独自に入手した情報により自己の発意によって実施する場合があります。どちらも、オンブズパーソンが、条例第6条各号*1のいずれかに該当すると認める場合に、調査を実施します。

条例は、オンブズパーソンの市の機関に対する調査権（第11条）、勧告および意見表明権（第15条第1項2項）を付与しており、市の機関に対しては「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない（第8条第2項）」と規定し、あわせて、勧告・意見表明の尊重義務（第15条）を課しています。

さらに、市の機関は、勧告や意見表明を受けて実施した措置等に関してオンブズパーソンから報告を求められれば、これに応じる義務を負っています（第17条）。

以上のような条例上の手続きに従って、調査活動は行われます。調査では、主に聴き取り調査を中心に関係する機関や個人との相互理解を深めることを重視しています。調査の目的はあくまで「子どもの最善の利益」を実現するためであり、そのために学校や行政などを含む市の機関に対して、建設的な対話に努め、それぞれの役割における具体的な取り組みを促し、支援していくことです。

オンブズパーソンが行う「条例上の対処」とは主として次のものがあります。

▽「勧告」または「是正等申入れ」（第15条第1項）

「勧告」は市の関係機関の行為等の是正や改善をオンブズパーソンが関係機関に直接求めること。それを書面のみにて行うのが「是正等申入れ」。

▽「意見表明」または「改善等申入れ」（第15条第2項）

「意見表明」は制度等の改善または見直しをオンブズパーソンが市の関係機関に直接求めること。それを書面のみにて行うのが「改善等申入れ」。

▽「要望」（第16条第1項）

市の機関以外の機関等に、特に是正等を要望する必要があるときに行う。

*1 条例は、「オンブズパーソンの職務」（第6条）で次のように規定している。

- (1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。
- (2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

▽「結果通知」(第16条第2項)

「勧告」等または「意見表明」等を行うまでの必要は認められないものの、関係機関等にオンブズパーソンからの注意喚起または情報提供等が必要と認められる場合、書面にて行う。

▽「公表」(第18条)

「勧告」や「意見表明等」の内容を記者クラブ等に公表する。オンブズパーソンの総意において必要と認められた場合にのみ行うことができる。

2006年次の調査状況(2案件、延べ15回の調査を実施)

申立てによる調査

本年次では、「子どもの人権の擁護及び救済の申立て」(条例第10条第2項)を2件受け付けました。審査の結果、うち1件は、調整活動による対処が適切なものと判断されたため調査不実施とし、調整活動を実施しました。残る1件は、調査継続が相当でないという判断のもと調査を打ち切りました。また、前年次から継続になっていた1件についても調査継続が相当でないという判断のもと調査を打ち切りました。本年次は、いずれも調査を途中で終了していますが、終了するまでの間に延べ15回の調査を実施しました(表Ⅲ-1)。

条例上の対処

以上の3案件について、条例上の対処は行いませんでした。

2006年次に扱った調査案件のあらまし

本年次に扱った3案件（調査不実施1案件を含む）について、子どもの最善の利益を図る公益確保の観点から、以下に概要を報告します。

①2005年申立第2号案件

申立人	当該子どもの保護者
申立て趣旨	当該子どもは2005年の主に2学期の間、学校内での交友関係において「いじめ」を受けるなどして相当の苦痛を感じ、それに伴う症状が心身に現れていた。これら実情に対する学校や市教育委員会の認識、対応に納得ができず、子どもの被害状況は改善されなかった、というもの。
調査の結果	<p>申立人および当該子ども、当該学校関係者から聴き取り調査を実施した。しかしながら、調査開始後、申立人がオンブズパーソンへの申立て事項と重複する内容で他制度を利用したことが判明した。</p> <p>これは、条例施行規則第12条第2項第1号（現に裁判等で請求している事項または判決等で確定した権利関係に係る事項）に該当すると判断し、以下のように申立人に対して説明を行った。オンブズパーソンとしては条例の規定により調査継続ができないこと、調査以外の方法（相談の継続・調整）で子どもの回復や立ち直りに向けた支援を可能な範囲で取り組む用意があることを伝えたところ、申立人からはオンブズパーソンの支援を特に希望しない旨の表明があった。</p> <p>以上の経過を踏まえ、条例施行規則第13条第3項の規定（オンブズパーソン会議の全会一致による調査の中止または打ち切り）により、本件申立てに係る調査継続の可否について、オンブズパーソン会議で審議した結果、同第13条第1項の規定により、これを打ち切ること（条例第11条第5項）が相当と決定した。</p>

②2006年申立第1号案件

本件は、担任教員の指導上の問題について保護者から申立てられたものである。当初、当該子どもは「担任の先生に自分の言っていることをちゃんと聴いてもらえないし、信じてもらえない」という思いを持っていた。しかし、申立てを契機に学校の取り組みが図られ、その結果、子どもは自分に対する誤解が解けたことと、今後は先生に話をちゃんと聴いてほしいという思いを語ってくれた。同時に、申立人自身からも学校長に対して、子どもの状態や心情、保護者としての不安について伝えたところ、受けとめられ安心したという報告を受けた。また、新学年になり子どもは、新しい担任の先生、友達との関係におい

て、あらたな気持で学校生活を送っている様子も学校側から伝えられた。こうした状況を受け、オンブズパーソンは、子どもと申立人と学校側の努力によって、子どもの状況が一定改善され、解決が図られつつあると理解し、独自の判断として調査を不実施とし、調整活動を実施した。

③2006年申立第2号案件

申立人	当該子どもの保護者
申立て趣旨	申立人の子どもは、他の子どもから暴力を受けて以降、学校生活に強い不安を感じるようになった。このことから申立人は学校に再発防止の取り組みや教育的配慮を求めてきたが、十分な対応が得られず、保護者として子どもの学校生活に強い不安を抱いている、というもの。
調査の結果	申立人および当該子ども、当該学校関係者から聴き取り調査を実施した。しかしながら、調査実施中に市外への転居という事態を受け、今後、調査を継続するか否かの検討を行った。また、申立人に意見陳述を求めたところ、申立人からは、これ以上調査継続を望まない旨の表明があり、条例第11条第5項の規定により、本件調査を打ち切ることが相当であるとの判断を、オンブズパーソン会議において全会一致で決定した。

